

平成 28 年三重県議会定例会
予算決算常任委員会 総務地域連携分科会説明資料
目 次

◎議案補充説明

1 議案第 106 号

三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の
公営に関する条例の一部を改正する条例案について

• • • • 1

平成 28 年 6 月 21 日
地域連携部

○三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

1 議案第106号 三重議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案について

改 正 案	現 行
(選挙運動用白自動車の使用に係る公費の支払)	(選挙運動用白自動車の使用に係る公費の支払)
<p>第四条 三重県は、候補者（前条の規定による届出した者に限る。）が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客白自動車運送事業者等に対し支払う。</p>	<p>第四条 三重県は、候補者（前条の規定による届出した者に限る。）が同条第一号に定める契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客白自動車運送事業者等に対し支払う。</p>
一 (略)	一 (略)
<p>二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用白自動車（同一の日において選挙運動用白自動車の借入れ契約により二台以上の選挙運動用白自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用白自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用白自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千八百円を超える場合には、一万五千八百円）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用白自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用白自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用白自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千五百六十円）に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であ</p>	<p>二 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用白自動車の借入れ契約である場合 当該選挙運動用白自動車（同一の日において選挙運動用白自動車の借入れ契約により二台以上の選挙運動用白自動車が使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか一台の選挙運動用白自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用白自動車として使用された各日についてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が一万五千三百円を超える場合には、一万五千三百円）の合計金額</p> <p>ロ 当該契約が選挙運動用白自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用白自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用白自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用白自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、七千三百五十円）に当該候補者につき法第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項又は第八項の規定による候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であ</p>

ることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。)

第六条 三重県は、候補者（三重県知事の選挙において、第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第二号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額）に当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額に三十一万五百円を加えた金額を当該選挙区におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を超える場合には、当該金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙区におけるポスター掲示場の数に二を乗じて得た数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者から請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百以下である場合 五百二十五円六銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

二 当該選挙区におけるポスター掲示場の数が五百を超える場合 二十六万二千五百三十円と二十七円五十銭にその五百を超える数を乗じて得た金額との合計金額

（ビラの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（三重県知事の選挙において、第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額）に当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一

（ポスターの作成に係る公費の支払）

ハ （略）

2

（略）

2

ることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

第六条 三重県は、候補者（三重県知事の選挙において、第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額）に当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一

（ポスターの作成に係る公費の支払）

第六条 三重県は、候補者（三重県知事の選挙において、第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額）に当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一

（ポスターの作成に係る公費の支払）

ハ （略）

2

（略）

2

ることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

第六条 三重県は、候補者（三重県知事の選挙において、第三条の規定による届出をした者に限る。）が同条第三号に定める契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額）に当該各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの一

ラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合

七円五十一銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合

七円五一銭

三十七万五千五百円と五円二銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）

ラの作成枚数（当該候補者を通じて法第百四十二条第一項第三号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（一円未満の端数がある場合には、その端数は、一円とする。）を、第二条第一項ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。

一 当該ビラの作成枚数が五万枚以下である場合

七円三〇銭

二 当該ビラの作成枚数が五万枚を超える場合

三十六万五千円と四円八十八銭にその五万枚を超える枚数を乗じて得た金額との合計金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（一銭未満の端数がある場合には、その端数は、一銭とする。）